カナダガン等の防除に関する件

(平成十八年環境省告示第三十三号)

- 1 トゥス(カオグロガビチョウ)、ガルルラクス・サンニオ(カオジラクス・カノルス(ガビチョウ)、ガルルラクス・ペルスピキルラ 下「カナダガン等等」という。) ロガビチョウ)及びレイオトリクス・ルテア(ソウシチョウ)(以 除の対象 ブランタ・カナデンスィス (カナダガン)、ガルル
- 2 防除を行う区域 全国
- 3 日まで 防除を行う期間 平成十八年二月一日から平成三十三年三月三十
- 4 防除の目標

排除又は影響の低減を図ること、カナダガン等が今後被害を及ぼすナダガン等が既にまん延している場合には被害の状況に応じて完全生態系に係る被害の防止を図るため、次に掲げる地域ごとに、カ うこと等の適切な目標を定めて防除を実施するものとする。おそれがある場合にはその監視に努めるとともに予防的な防除を行

- 全国的な観点から希少な生物の生息地若しくは生育地又は地域 特有の生物相を有する地域
- 地域的な観点から希少な生物の生息地若しくは生育地又は地域 特有の生物相を有する地域
- 場合には防除の必要性を検討する地域) その他の地域(前二号に掲げる地域に被害が及ぶおそれがある
- 防除の内容

5

防除の方法

調査

- ため、 情報の整理及び提供を行うものとする。 カナダガン等の全国的な生息状況及び被害状況を把握する 環境大臣は情報の収集に努めるとともに、 収集した
- (2)各防除主体においては、それぞれ防除を行う区域において

さらに詳細 効率的 な防除に努めるものとする。 な生息状況及び被害状況の調査を可能 な限 う行

П

を行うこととし、その際、次の事項に留意するものとする。 類の携帯をするものとする。 」という。)に基づく防除を実施していることを証する書 による生態系等に係る被害の防止に関する法律 (以下「法 に関係地域住民等への周知を図るとともに、特定外来生物 及び事故の発生防止に万全の対策を講じるものとし、 設置した猟具を適切に管理できる体制の整備等、錯誤捕 の状況に応じ、網等の捕獲猟具を効果的に用 て捕獲

- (3)(2)号等の連絡先を記載した標識の装着等を行うものとする。 除のための捕獲である旨及び実施者の住所、氏名、 防除の対象となる生物以外の野生鳥獣の繁殖に支障がある 防除に使用する捕獲猟具には、猟具ごとに、法に基づく防 電話番
- (4)う狩猟又は狩猟期間の延長と誤認されることのないよう適 っては、同法第五十五条第一項に規定する登録に基づき行 期間及び区域は避けるよう配慮するものとする。 切に実施するものとする。 項に規定する狩猟期間中及びその前後における捕獲に当た 律第八十八号。 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 (平成十四年法 以下「鳥獣保護法」という。) 第二条第五

八 防除により捕獲した個体の処分

- (1) ないものとする。 し、従事者等による個人的な持ち帰り及び野外への放置の 捕獲個体は防除実施者の責任の下、適切に処分することと
- (2) 捕獲個体については、学術研究、展示、適切な方法により処分するものとする。 捕獲個体を殺処分する場合は、できる限り苦痛を与えない
- (3)の必要があると認められる目的である場合に限り、 教育その他公益上 法第五

のとする。 等」という。) の許可を得て飼養等を行うことができるも条第一項に基づく飼養、栽培、保管又は運搬 (以下「飼養

二 飼養等のための施設

でない。

「でない。

「でない。

「でない。

「は優価体の飼養等をするために用いる施設の構造及び強度

「は優価体の飼養等をするために用いる施設の構造及び強度

「は優価体の飼養等をするために用いる施設の構造及び強度

「は変し、 は変しの でない。 まず (平成十七年農林水産省・ 単近に (平成十七年農林水産省・ 単近に (平成十七年農林水産省・ 単近に (平成十七年農林水産省・) 第五条第一項第一号の基準及び同条第二項の でない。

ホ モニタリング

一 在来生物の捕獲等を避けるための措置

よう注意するものとする。 網等を設置して捕獲等をする場合は、在来生物が捕獲されない

三 関係法令の遵守

うだり Milly にはない では、関係法令を遵守するものとする。 防除の実施に当たっては、関係法令を遵守するものとする。

防除の確認又は認定の要件

6

確認」という。) 又は同条第二項による国及び地方公共団体以外の法第十八条第一項による地方公共団体が行う防除の確認(以下「

次の要件に適合する場合に行うものとする。が第一項から前項までの規定に適合している場合であって、かつ、者が行う防除の認定(以下「認定」という。)は、当該防除の内容

- 除実施計画書に記載していること。の協議又は検討を行った場合には、その経緯及び結果について防防除実施計画の策定に当たり地域における合意形成を図るため
- に記載していること。 者又は管理者との必要な調整を図り、その結果を防除実施計画書二 認定に関しては、防除を行う区域内の土地及び関係施設の所有
- 15 力を有していることについて、防除実施計画書に記載しているこ二 認定に関しては、防除実施計画を実行する財政的及び人員的能
- っても従事者に含むことができる。技術を有していると認められる者については、免許非所持者であ記載していること。ただし、適切な捕獲と安全に関する知識及びを有する者が当該猟具を使用することについて防除実施計画書に四 原則として、使用する猟具に応じ、鳥獣保護法による狩猟免許
- ついて記載していること。(体的に指示するとともに、従事者の台帳の作成及び更新の方法に五)防除実施計画書において、防除の従事者に対し防除の内容を具
- 載し、又は添付していること。 規模及び構造を明らかにした図面及び写真を防除実施計画書に掲六 防除に伴い飼養等をするための施設がある場合は、当該施設の
- 浦蒦は亍りなハニと。 七 - 鳥獣保護法第十二条第一項又は第二項で禁止又は制限をされた
- 50よりにい。 域内では、同区域内において使用を禁止された猟法により捕獲を八 鳥獣保護法第十五条第一項に基づき指定された指定猟法禁止区
- いる区域においては、銃器による防除は行わないこと。九 鳥獣保護法第三十五条第一項で銃猟禁止区域として指定されて

- て禁止されている行為を行わないこと。十一 銃器による防除を行う場合は、鳥獣保護法第三十八条におい
- 一 普及啓発の推進に努め、その成果に係る情報の普及に努めるものとする。に努め、その成果に係る情報の普及に努めるものとする。 環境大臣は、効果的かつ効率的な防除手法、防除用具等の開発防除手法等の技術の開発

その他

発に努めるものとする。容を周知するとともに、被害予防に係る方策等についての普及啓答の宗体は、防除の実施に当たり、地域の関係者に防除の内